濃度基準値の適用等に関する技術上の指針（案）に対する意見募集

The Knights

厚生労働省において、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（案）及び化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針の一部を改正する指針（案）について、2023 年 3 月 7 日から同年 4 月 5 日の間で意見募集が実施されました。

1 策定等の趣旨

○ 労働安全衛生法第 28 条第 1 項において、労働者の危険又は健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な業種又は作業ごとの技術上の指針を公表することとされています。

○ 2022 年 5 月に改正された労働安全衛生規則において、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下としなければならないこととしているところ、当該規定に基づき厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）等に関する技術上の指針（以下「技術上の指針」という。）が策定され、公表されます。

○ また、改正省令の施行及び技術上の指針の策定等に伴い、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（以下「化学物質リスクアセスメント指針」という。）について所要の改正が行われます。

2 指針の内容

(1) 濃度基準値及びその適用、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための方法、物質の濃度の測定における試料採取方法及び分析方法、有効な保護具の適切な使用方法等について、事業者が実施すべき事項を一体的に規定されます。

(2) 化学物質リスクアセスメント指針について所要の改正が行われます。

3 根拠法令　　労働安全衛生法第 28 条第 1 項及び第 57 条の 3 第 3 項

4 公示日等　　公 示 日: 2023 年 4 月中旬（予定）　　適用期日: 2024 年 4 月 1 日

当社では作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料　2023 年 3 月 7 日付　電子政府の総合窓口
（https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000250002）を引用して作成

有機分析箇所　杉山みなみ

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

新入社員、新配属の方への教育のススメ
新しく入社された方、また、新しい部署へ配属された方は、最初に仕事を把握する事が大変だと思います。そんな時当社の小冊子をぜひご活用ください！ご要望に応じて小冊子を用いた出張セミナーも承ります。詳しくは下記URL、右記QRコードからもご覧いただけます。
https://www.knights.jp/bkform.html
お問合せはこちら